

(株)日本廃棄物管理機構 (JAAO) は毎月 15 日に廃棄物処理・リサイクルに関わる情報をメールでお届けしています。



ついに、廃棄物・3Rの業界で、電子契約の動きが始まった。電子契約は、業務効率性を飛躍的に向上させるだけでなく、マニフェストや許可証等との連動により優れたコンプライアンス管理ができる画期的なものと思われる。

質問コーナーでは倉庫に預けた商品の廃棄に係る排出事業者責任について回答。

58号で紹介した利根川水系ホルムアルデヒド問題の原因物質であるHMTに対する国の水質汚濁防止法、廃棄物処理法における今後の対応、並びに埼玉県の指導要綱での対策が明らかになった。処理事業者との確認に基づく排出事業者による独自の管

### 廃棄物処理委託における電子契約とは

木川 仁

### 質問コーナー

日本廃棄物管理機構 (JAAO) は、会員サービス及び情報提供受託業務の一環として、廃棄物管理に関するメールでのご質問にお答えしています。以下はその一例です。質問者の情報は明かさず、読者の皆様の参考になるよう、配慮してご紹介します。

回答：木川 仁

8月9日、公益財団法人廃棄物・3R研究財団で、「廃棄物・3R処理のための電子契約モデル事業ワーキング会議 (第1回)」が開催された。このテーマは数年にわたって、(株)佐野環境都市計画事務所とは廃棄物・3R研究財団の間での懸案課題であったものである。

この会議は、産業廃棄物処理や事業系一般廃棄物の処理、さらにはリサイクル処理を行う際、排出事業者と処理事業者が締結する処理委託契約を電子的に行う場合の課題を検証するために設けられた会議であり、実際に電子契約書を導入したいと考えている排出事業者と処理事業者、並びに二者をインターネットで結びつけるASP事業者が参加した。

電子契約とは、例えば、甲と乙の二者間で廃棄物処理委託契約を行う時、紙で行っていた押印による書面契約の代わりに、インターネットを通じて電子的に契約する行為を言う。お互いに合意した契約書は、電子化 (PDF化) された後、甲と乙の双方が電子署名を行うことにより締結されるが、この電子契約は、紙契約に比べて次のようなメリットがあると言われている。

- 業務フローの標準化を通じた業務改善が容易になり、また、物理的な郵送がなくなるため業務スピードの向上やコスト削減が可能
- 電子マニフェストと連動による適正な文書管理が容易

また、付随的に、契約文書の電子化による印紙税が不要とされる。

こうしたメリットが想定される電子契約だが、現在、廃棄物処理分野ではほとんど実施されていない。そこで、廃棄物・3R研究財団は、(株)佐野環境都市計画事務所と共に電子契約モデル事業事務局を立ち上げ自主研究を開始する。次回、電子契約モデル事業の詳細を紹介する。

(以上)

### 質問

弊社は、一般消費者向け商品の製造・販売に携わる企業です。商品は工場から代理店・卸売業者や小売店を経由して末端消費者に届く、普通の流通ルートです。先日、この流通過程で、ある卸売業者の倉庫に保管してあった品物を廃棄処分しなければならない事態が発生しました。この場合、廃棄物処理業者との処理委託契約書の締結やマニフェスト伝票の発行を倉庫会社に行ってもらおうと思っていますが、問題ないでしょうか？

### 【回答】

廃棄物の排出者を考える上で重要なポイントは、商品の占有者 (所有者) を考えることにあります。この考え方は、平成 17 年 8 月 12 日の環境省通知「行政処分の指針」にある「廃棄物の該当性の判断」を読むと理解できます。ご質問の場合、最初に、倉庫会社にある商品の占有者を考えることからスタートします。

まず、倉庫会社にある商品ですが、通常、倉庫会社が、廃棄物になった商品の占有者であるケースは少ないと思います。つまり、このケースでは、商品の所有者であり、倉庫会社に商品の保管を依頼する荷主が排出事業者になると考えます。倉庫で保管している荷物が廃棄物となる時点は、荷主が廃棄物として処分すると意思決定を行い、廃棄物として排出するための管理に移した時点です。そこで、廃棄物となった商品の処理は、荷主と廃棄物処理会社との処理委託契約書の締結および荷主のマニフェスト伝票の発行が必要です。ただ、倉庫会社の瑕疵によって商品を破損した場合は、倉庫会社が排出事業者となることもあります。また、運搬・保管のために使用したパレット等が廃棄物になったものは、倉庫会社が排出事業者になりますのでご注意ください。

(以上)

利根川水系ホルムアルデヒド問題  
国の基本的対応案明らかに  
小西 道子

利根川水系の浄水場の水道水から、水道法の基準を超えるホルムアルデヒドが検出された問題に関し、「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」の第2回が7月19日に開かれ、環境省は今後の基本的対応を明らかにした。

対応の焦点は、今回の問題の原因物質であるヘキサメチレンテトラミン（以下、HMT）を具体的に法（水質汚濁防止法及び廃棄物処理法）で規制するかどうかだが、それは見送られるかたちになりそうだ。各法に係る基本的対応案は以下のとおり。

**水質汚濁防止法： HMT を水質汚濁防止法の「指定物質」に追加**

「指定物質」とは、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で、現在 55 物質が該当する。指定物質の遵守事項は、事故時の措置の対応のみで、具体的には流失事故の際の応急措置や都道府県への報告が排出事業者に義務付けられる。

HMT が指定物質に追加されることで、HMT を含む排出水が事故により公共用水域に排出された場合、応急の措置がなされるとともに、報告を受けた都道府県で迅速な対応が可能となる。また、HMT が生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある物質であると認識されることとなり、当該物質を含む廃液の取扱いについて、事業者には注意を促す効果もあることから、今後の再発防止に向けて一定の効果が期待されるとしている。

今回は「指定物質」に追加されるに留まり、排水規制の対象とはならなかった。理由としては、HMT 自体の有害性は人の健康及び生活環境に影響を及ぼすおそれがあるレベルにないこと。また、今回の HMT の問題は、一時的で、かつ、一部の事業所に限定される事案であり、排水規制を多くの工場・事業場に一律に課すことは適当ではないとの理由も挙げられた。

**廃棄物処理法： 産業廃棄物の処理を委託する際のガイドラインを見直すなどの再発防止策を導入**

廃棄物処理法では、処理委託する産業廃棄物の性状等について最も良く知る排出事業者が産廃処理事業者に必要な情報を確実に伝達する規定が設けられている。今回は、この伝達すべき情報項目を具体的に廃棄物処理法で規定していくことは避け、あくまでも WDS ガイドライ

ン（平成 18 年 3 月環境省）の中で徹底していく考えが示された。

**埼玉県の指導要綱による規制**

HMT に対する国としての今後の基本的対応は上記のようなかたちでまとめられつつあるが、埼玉県では「埼玉県ホルムアルデヒド原因物質を含む液状の産業廃棄物及び排出水に係る指導要綱（平成 24 年 6 月 15 日）」を制定し、独自の規制を行っていく。対象物質は HMT のみで、対象は HMT を年間 500 kg 以上取扱う工場又は事業場と HMT の処理を受託した産廃処理業者。指導要綱の主な内容は、ホルムアルデヒド生成能を分析すること、その結果や消毒用塩素の作用によりホルムアルデヒドが生成する旨を委託契約書に記載すること、処理状況に関する確認を確実にすること、汚水等を公共用水域に排出する場合のホルムアルデヒド生成能として 0.8 mg/L 以下（1 カ月に 1 回以上分析）を遵守することとなっている。

今のところホルムアルデヒド問題で要綱を制定しているのは埼玉県のみだが、他の自治体でもこの問題を契機に廃棄物を処理委託する際の規制が条例、要綱等で厳しくなる可能性があるため、注意が必要だ。

**おわりに**

最後に、HMT 以外の物質で、浄水場で塩素注入を行うことによりホルムアルデヒドが生成する物質への対応だが、具体的な物質の十分な知見がない状況で、今後の知見の集積を踏まえて検討することが適当とされた。知見が集積されるまで待つよりも、何が問題になるのか等は各排出事業者が理解、熟知し、廃棄物処理業者と確認を重ねながら管理することが、短期間で対応可能で将来的にも望ましい対応なのではないだろうか。

（以上）

*Just News*

**8月3日参议院本会議にて小型家電リサイクル法  
全会一致で可決成立**

携帯電話、デジカメ等 96 品目の小型電気電子製品から、レアメタル含む有用金属のリサイクルを促進することを旨とする「使用済み小型電子機器再資源化促進法」が成立し、2013 年 4 月施行となる。

**（株）日本廃棄物管理機構（JAAO）**

〒220-8131 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号

横浜ランドマークタワー31階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

発行：佐野 敦彦

編集：七田 佳代子 E-mail: [shichida@jaao.co.jp](mailto:shichida@jaao.co.jp)